

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

福岡市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	4
第 4	第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	5
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	8
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	9
第 7	その他	17
別紙 1	（第 2 関係） 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	
別紙 2	（第 3 関係） 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	
別紙 3	（第 6 の 1 （ 2 ） ②関係） 利用権の設定等の内容	

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 福岡市の農業の現状と振興の方向

福岡市は、人口 164 万人を超える県下随一の大都市であり、大消費地を擁するという特性を活かし、野菜、花きを主体とした農業が営まれ、県下有数の産地となっている。

また、農地の 7 割を占める水田では、小規模農家を中心に地域農業としての稲作が続けられており、本市における環境と景観維持の一翼を担っている。

このような中、今後は、施設園芸において、高収益性の作目、作型の導入を促進し、地域としてより一層、堅固な産地化を図る必要がある。

また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と、施設園芸による集約的経営を展開する農家や小規模農家等との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、多様な経営形態による農業発展を目指す必要がある。

さらに、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保が必要である。

2 福岡市の農業構造、担い手の現状

福岡市の農業従事者数は、高齢化の進行や後継者不足などを背景とし、年々減少の傾向にある。現状のままでは、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）などの中核的農業の担い手も今後減少していくことが予想される。

また、本市の農家は、その大部分を兼業・小規模農家が占めており、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している状況にある。しかし、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたところである。

他方、中山間地域等の生産条件が不利な地域においても、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積

されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保の考え方

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市及びその周辺市町村において現に成立している平均的な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり440万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人あたり150日以上かつ1,200時間以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度（夫婦で営農する場合は300万円程度））を目標とする。

(3) 福岡市の農業振興

市は、将来の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤

強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。まず、市は、農業協同組合、農業委員会、普及指導センター等が十分なる相互の連携の下で集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、認定農業者及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等（以下「認定新規就農者」という。）への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

また、集落営農組織や受託組合といった生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、農地所有者個々の努力による耕作等の維持継続が困難であり、かつ認定農業者等の農地の担い手を有しない地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化の推進を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場への参加を呼びかける等、農業振興へ向けた女性農業者の積極的な参画・協力を促進する。なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼

業・小規模農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度、法第 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による認定農業者・認定新規就農者への農地集積・集約など、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

(4) 関係機関との連携

市は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象とした、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農業協同組合及び普及指導センターと連携を図りつつ推進する。

第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の状態等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第 1 に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に展開している優良事例を踏まえ、本市における主要な営農類型について示すと別紙 1 のとおりである。

第 3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の状態等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第 1 に示したような目標を可能とする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、市における主要な営農類型についてこれを示すと別紙 2 のとおりである。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

福岡市の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、福岡県農業経営・就農支援センター、普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地や農業用機械・施設の取得などの支援、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、雇用労働力の導入などの支援に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組み

本構想の第1の「新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成」に掲げる目標を達成するため、引き続き積極的な取組みを進める。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

市に就農相談窓口を設置するほか、民間の就農相談会等のイベントに参加し、就農等希望者の相談への対応や就農に向けた情報提供を行うほか、農業研修等を実施し、新規就農者の育成・確保を行う。

また、就農相談の内容や新規就農者の情報について、農業委員会、普及指導センター、福岡県農業経営・就農支援センター（福岡県農林水産部経営技術支援課及び後継人材育成室に設置）、福岡県就農支援センター（公益財団法人福岡県農業振興推進機構（以下「県推進機構」という。）に設置）、農業協同組合等関係機関で情報共有を図り、連携した支援へつなげていく。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組み

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市、普及指導センター、農業協同組合、農業委員会等で組織する福岡市担い手育成支援協議会（以下「担い手協議会」という。）及び福岡市農業指導センター等において、新規就農者について情報共有を図り、連携して就農から定着まで継続した支援を行う。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、青年農業者で組織された青年農業者連絡会への新規加入を促し、青年農業者間の連携強化や相互研鑽を図るとともに、仲間を通じて地域との結びつきを強化する。また、法第 19 条に規定する「地域計画」作成・見直しの際の地域での協議の場等を通じ、新規就農者を地域の農業者に紹介し、地域農業の担い手として地域全体で育成するとともに、必要に応じて「地域計画」の修正等の措置を講じる。

③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる担い手協議会及び福岡市農業指導センター等による、経営管理・栽培技術等の研修会や先進地視察等の機会の提供により、きめ細やかな支援を実施していく。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が本構想に基づく青年等就農計画作成し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、就農後の定着に向けたサポート等を行う。

一般社団法人福岡県農業会議、県推進機構、農業委員会は新たに農業経営を始めようとする者や農業を担う者からの農地等に関する相談対応、情報の提供等を行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は関係機関と連携して、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び福岡県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び福岡県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標割合を令和13年度までに35%とし、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 営農活動及び農用地の利用状況と今後の見通し

本市農業では、野菜、花きを主体とした都市型農業が営まれている。農地の7割を水田が占めており、稲作等、土地利用型農業において担い手不足が顕著である。

また、農業従事者数の減少や高齢化により、中山間地域等の生産条件が不利な地区において遊休農地の増加が懸念される。

(2) 将来の農地利用のビジョンとその実現に向けた取組方針、関係機関との連携等

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、県、農業委員会、県推進機構、農業協同組合等の関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積・集約の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営へ資するよう、分散錯ほの抑制・解消に留意しつつ農地中間管理事業等を活用し、農地の利用集積・集約の取組みを促進する。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の効率的かつ総合的な利用を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積・

集約に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行い、農地の保全等に取り組むこととする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、県が策定した「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」の「第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、施設園芸を中心とした農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 地域計画推進事業
- 2 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- 3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 5 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

なお、ほ場整備事業の実施地区においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理事業等の活用を図る。

また、中山間地域等においては、農用地利用改善事業をはじめとする営農組織の育成を推進し、農用地利用改善団体（法第23条第1項の認定を受けた団体をいう。以下同じ。）その他の営農組織の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。更に、市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域の農繁期を除いて設定し、開催に当たっては、市のホームページへの掲載のほか、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、県推進機構、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。なお、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林水産局総務農林部内に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等を中心に設定する。また、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、必要に応じて活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、県推進機構、農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を適宜実施する。

(2) 旧法に基づく利用権の設定等に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項の規定により、なお従前の例によることとされる改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）第19条の規定により定められる農用地利用集積計画に基づく利用権の設定等については、下記のとおり実施する。

① 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件は、旧法第 18 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第 7 条に規定する県推進機構が行なう特例事業、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは県推進機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

② 利用権の設定等の内容

設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 3 のとおりとする。

③ 開発を伴う場合の措置

ア 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び県推進機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知（改正：令和 4 年 4 月 1 日付け 3 経営第 3217 号）。以下「基本要綱」という。）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

④ 農用地利用集積計画の策定期期

ア 市は、農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の前日までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

⑤ 農用地利用集積計画の作成

市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（①に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

⑥ 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画の内容は、旧法第 18 条第 2 項各号に掲げる事項とする。

⑦ 公告

ア 市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況を除く事項を市の公報により公告する。

イ 市は、旧法第 20 条の 2 第 2 項の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の公報により公告する。

⑧ 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

⑨ 紛争の処理

市は、利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

2 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業（以下「特例事業」という。）を行う県推進機構と連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって県推進機構が行う事業の実施の促進を図る。

市、農業委員会、農業協同組合は、県推進機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、県推進機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～20 集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもできる。

(3) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第 6－1 号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、①の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の公報により公告する。
- ③ ①、②の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(4) 農用地利用改善団体の勧奨等

農用地利用改善団体は、法 26 条第 1 項の規定による、利用権の設定又は農作業の委託を行う旨の勧奨を行う場合は、農用地利用規程に基づき実施するものとする

(5) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、農用地利用改善団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、県推進機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来の担い手に引き継ぐことが重要であるため、市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進に関すること
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成に関すること
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発に関すること
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化に関すること
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進に関すること

- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定に関すること

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から 4 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 市は、地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成 15 年 7 月 4 日付け 15 総合第 1604 号農林水産事務次官依命通知）第 I 部の第 5 に基づき策定される地域水田農業ビジョンをいう。）の実現に向けた積極的な取組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。
- ② 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 5 で掲げた目標や第 2、第 3 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成

に資するための実現方策等について、関係者相互の協力の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互の連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、平成19年6月18日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成22年5月31日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。

附則

1 この基本構想は、令和4年4月25日から施行する。

附則

1 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙 1（第 2 関係）

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型
ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 経営規模、生産方式

営農類型	経営規模		生産方式
	生産品目	作付面積・飼養数	
稲作	水稻	1,300 a	<資本装備> トラクター、田植機、コンバイン 他
	水稻 作業受託	1,100 a 300 a	<資本装備> トラクター、田植機、コンバイン 他
稲作＋麦	水稻 麦	700 a 700 a	<資本装備> トラクター、田植機、コンバイン、播種機 他
施設野菜	青ねぎ	240 a	<資本装備> パイプハウス、自動調整機、かん水施設、 防虫ネット、遮光シート、トラクター（整地機） 他 <その他> 計画的な周年出荷、播種の夏冬使い分け 年 3 回転
	いちご	20 a	<資本装備> パイプハウス、暖房機、自動換気、循環器、電照設備 二酸化炭素発生装置 他 <その他> 夜冷施設活用で作型分散、高設栽培導入による省力 化、棚式育苗、雨よけによる炭そ病対策
	トマト （礫耕栽培）	40 a	<資本装備> 鉄骨ハウス、暖房機、自動換気、 二酸化炭素発生装置 他
	しゅんぎく	110 a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、防虫ネット、 遮光シート、トラクター（整地機） 他 <その他> 土壌消毒の実施 年 6 回転

営農類型	経営規模		生産方式
	生産品目	作付面積・飼養数	
施設野菜	しゅんぎく ほうれん草	70a 40a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、防虫ネット、遮光シート、トラクター（整地機）他 <その他> 土壌消毒の実施 しゅんぎくは年3回転、ほうれん草は年2回転
	しゅんぎく 小松菜	70 a 70 a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、防虫ネット、遮光シート、トラクター（整地機）他 <その他> 土壌消毒の実施 しゅんぎくは年3回転、小松菜は年3回転
	ほうれん草 小松菜	80a 140a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、防虫ネット、遮光シート、トラクター（整地機）他 <その他> 土壌消毒の実施 ほうれん草は年2回転、小松菜は年3回転
露地野菜	だいこん すいか	100 a 100 a	<資本装備> トラクター、播種機 他 <その他> 洗浄機は共同利用
露地野菜 +その他	キャベツ 水稻	200 a 300 a	<資本装備> パイプハウス、トラクター、移植機、ブームスプレーヤー、かん水施設、乾燥機 他 <その他> キャベツと水稻の輪作キャベツ苗はハウス育苗
施設花き	バラ	30 a	<資本装備> 鉄骨ハウス、ヒートポンプ、ロックウール施設、選花機、冷蔵庫、遮光装置 他 <その他> ロックウール栽培年5回転

	ストック トルコギキョウ	40 a 40 a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、育苗施設、黄色灯 他 <その他> ストックは播種鑑別率の向上、トルコギキョウは冷房 苗による3～5月出しと6～8月出し
	菊（電照）	50 a	<資本装備> 鉄骨ハウス、電照施設、暖房機、かん水施設、 予冷機、一層カーテン 他 <その他> 年二度切り
	ガーベラ	30 a	<資本装備> 鉄骨ハウス、暖房機、かん水施設、トラクター <その他> 養液栽培
果樹類	甘夏柑	220 a	<資本装備> モノレール、動力噴霧器、防鳥ネット 他 <その他> 収穫後剪定、樹高切り下げによる収穫作業の効率化
果樹類＋ その他	ぶどう 水稻	100 a 300 a	<資本装備> かん水施設、トンネル施設、トラクター、乾燥機 他 <その他> 鳥害対策
酪農	経産牛 育成牛 子牛	34 頭 10 頭 10 頭	<資本装備> 成牛舎、育成舎、ふん処理施設、浄化槽、搾乳機械、 堆肥舎、トラクター 他 <その他> 稲わらを堆肥との交換
肉用牛	肥育牛 飼料作 物	90 頭 150 a	<資本装備> 牛舎、ふん処理施設、浄化槽、飼料調製機、堆肥舎、 トラクター 他 <その他> 稲わらを堆肥との交換
養鶏	採卵鶏	10,000 羽	<資本装備> 育成舎、成鶏舎、堆肥舎、集卵機、集糞機、 自動給飼機、袋詰機 他

2 経営管理の方法

- ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る
- ・青色申告の実施
- ・パソコン導入による経営管理の簡素化及び合理化の実施
- ・収支結果を基にした経営分析による経営計画の作成
- ・税理士等による経営診断の実施並びに経営改善
- ・収入保険への加入による経営安定

3 農業従事の態様等

- ・休日制（定休日）の導入
- ・常時雇用の確保
- ・農繁期や収穫・出荷期におけるパート・臨時雇用の確保
- ・家族協定の締結による就業制の導入
- ・作業環境改善による労働環境の快適化
- ・社会保険、労災保険等への加入による福祉の向上

別紙 2（第 3 関係）

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型
 ことの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 経営規模、生産方式

営農類型	経営規模		生産方式
	生産品目	作付面積・ 飼養数	
水稲	水稲 作業受託	740 a 210 a	<資本装備> トラクター、田植機、コンバイン、播種機 他
施設野菜	青ねぎ	170 a	<資本装備> パイプハウス、自動調整機、かん水施設、 防虫ネット、遮光シート、トラクター（整地機） 他 <その他> 計画的な周年出荷播種の夏冬の使い分け 年 3 回転
	いちご	15a	<資本装備> パイプハウス、暖房機、自動喚気、循環器、電照設備、 二酸化炭素発生装置 他 <その他> 夜冷施設活用で作型分散、高設栽培導入による省力化、 棚式育苗、雨よけによる炭そ病対策
	トマト （礫耕栽培）	30a	<資本装備> 鉄骨ハウス、暖房機、自動喚気、 二酸化炭素発生装置 他
	しゅんぎく	80 a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、防虫ネット、 遮光シート、トラクター（整地機） 他 <その他> 土壌消毒の実施 年 6 回転
	しゅんぎく ほうれん草	50a 30a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、防虫ネット、遮光シート、 トラクター（整地機） 他 <その他> 土壌消毒の実施 しゅんぎくは年 3 回転、ほうれん草は年 2 回転

営農類型	経営規模		生産方式
	生産品目	作付面積・飼養数	
施設野菜	しゅんぎく 小松菜	50a 50a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、防虫ネット、遮光シート、トラクター（整地機）他 <その他> 土壌消毒の実施 しゅんぎくは年3回転、小松菜は年3回転
	ほうれん草 小松菜	50a 100a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、防虫ネット、遮光シート、トラクター（整地機）他 <その他> 土壌消毒の実施 ほうれん草は年2回転、小松菜は年3回転
露地野菜	だいこん すいか	80 a 70 a	<資本装備> トラクター、播種機 他 <その他> 洗浄機は農業協同組合施設を利用
露地野菜 +その他	キャベツ 水稻	140 a 190 a	<資本装備> パイプハウス、トラクター、移植機（共同）、動力噴霧器、かん水施設、乾燥機 他 <その他> キャベツと水稻の輪作キャベツ苗はハウス育苗
施設花き	バラ	20 a	<資本装備> 鉄骨ハウス、ヒートポンプ、選花機、冷蔵庫、遮光装置 他 <その他> 土耕栽培年5回転
	ストック トルコギキョウ	30 a 30 a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、育苗施設、黄色灯 他 <その他> スtockは播種鑑別率の向上、トルコギキョウは6～8月出し

営農類型	経営規模		生産方式
	生産品目	作付面積・飼養数	
施設花き	菊（電照）	40 a	<資本装備> 鉄骨ハウス、電照施設、暖房機、かん水施設、予冷機、一層カーテン 他 <その他> 年二度切り
	ガーベラ	20 a	<資本装備>鉄骨ハウス、暖房機、かん水施設、トラクター 他 <その他> 土耕栽培
果樹類	甘夏柑	200 a	<資本装備> モノレール、スピードスプレーヤー（共同）、防鳥ネット 他 <その他> 収穫後剪定、樹高切り下げによる収穫作業の効率化
果樹類＋その他	ぶどう 野菜	40 a 30 a	<資本装備> かん水施設、トンネル施設、トラクター、乾燥機 他 <その他> 鳥害対策
酪農	経産牛 育成牛 子牛	21 頭 5 頭 5 頭	<資本装備> 成牛舎、育成舎、ふん処理施設、浄化槽、搾乳機械、堆肥舎、トラクター 他 <その他> 稲わらを堆肥との交換

2 経営管理の方法

- ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る
- ・青色申告の実施
- ・パソコン導入による経営管理の簡素化及び合理化の実施
- ・収支結果を基にした経営分析による経営計画の作成
- ・税理士等による経営診断の実施並びに経営改善
- ・収入保険への加入による経営安定

3 農業従事の態様等

- ・休日制（定休日）の導入

- ・ 常時雇用者の確保
- ・ 農繁期や収穫・出荷期におけるパート・臨時雇用の確保
- ・ 家族協定の締結による就業制の導入
- ・ 作業環境改善による労働環境の快適化
- ・ 社会保険、労災保険等への加入による福祉の向上

別紙3（第6の1（2）②関係）

- Ⅰ 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1 存続期間は3年、6年、10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて規定の期間とすることが相当でないとして認められる場合には、異なる存続期間とすることができる。 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 2 農用地利用集積計画においては、設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しないこと、並びに当事者双方が合意した場合に限り解約の申し出をすることができ旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実情を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を行うものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。	I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	I の③に同じ。 この場合において I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないうときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。